



AI及び省エネ・炭素削減細則の公布

2025年5月7日に改正公布された産業革新条例第10条の1に関連する細則が、同条例の改正内容に合わせてその名称も含めて改正され、同年11月27日に「会社又は有限責任組合によるスマート機械と5Gモバイル通信システム及び情報通信セキュリティAI製品又はサービス及び省エネ・炭素削減への投資に係る税額控除細則」(以下、本細則)として公布されました(行政院公報)。

本細則をふまえた産業革新条例の改正要点は以下の通りです。

1. 項目: AI製品又はサービス及び省エネ・炭素削減が適用項目に追加されました。
2. 金額:

投資税額控除が適用できる支出金額の上限がNT\$10億からNT\$20億まで引上げられ、2025年1月1日から施行されました。改正前又は改正後のいずれを適用するかは企業の投資方針決定時点(即ち注文日)に基づき判断します。2024年12月31日以前に注文した場合、NT\$10億を上限とし、2025年1月1日以降に注文した項目と併せて、合計NT\$20億の投資税額控除の支出上限が適用されます。申請者の会計年度が12月決算でない場合、その2024年度の投資支出総額の上限を計算する際は、2024年及び2025年の営業期間が全年度に占める割合により認定する必

要があります。

例えば、3月決算の申請者の場合、2024年度会計期間は2024年4月1日から2025年3月31日までです。当該年度に投資税額控除が適用される支出総額はNT\$12.5億 [=10億 × (9か月 / 12か月) + 20億元 × (3か月 / 12か月)] となります。

3. 控除年度:

控除申告年度(即ち支出金額年度)の認定は納品年度を基準とする。企業の投資項目が納品完了し業務の用に供され所得を産出し、かつその支出金額が確定した時点になるため、控除申告年度(即ち支出金額年度)の認定は納品年度を基準とします。

4. 完成期限:

今回の法改正において、注文日から納品日又は技術サービス完成日まで2年を超えてはならないという規定が別途追加されましたが、2年の延長を申請することが可能です。また、申請者が2024年12月31日以前に注文し、2025年1月1日以降に納品された場合は、改正前の細則規定内容が適用されるものの、上記の2年の納品期限の規定を満たす必要があります。したがって、本細則の改正公布時点(2025年11月27日)において、すでに2年が満了しているが納品していない場合、又は6か月以内に期限が到来する場合は、本細

則の改正公布の翌日から6か月以内に延長申請を提出する必要があります。租税優遇の資格を喪失しないよう、企業は製品の納品期限に注意し、適時に延長申請を行うようご注意ください。

また、今回の改正では企業がソフトウェア使用権の授権を取得した場合、本細則の投資税額控除の適用が可能ですが、その前提は国際会基準又は企業会計準則公報に基づく無形資産の認識要件を満たす必要があることにも注意が必要です。一般的によく見られる、企業が「サブスクリプション」でソフトウェア使用権を取得し、会計準則により無形資産として計上できない場合、投資税額控除による租税優遇を適用することができません。

本細則の改正条文の要点は以下の通りです。

一、スマート機械に必要なスマートテクノロジー要素を改正 (改正条文第2条)

スマートテクノロジー要素の新しい定義は以下の通りです。(一)ロボット、(二)デジタル化管理、(三)OMO (Online Merges with Offline)、(四)積層造形

産業のより高レベルのデジタル化とスマート化能力の発展に焦点が当てられています。

二、AI製品又はサービスの要件及び用語の定義を追加 (改正条文第5条)

AI製品又はサービスとは、以下の四大テクノロジー要素の一つを用いて、人間の知能をエミュレートして認知、学習及び推論を行い、各種データの類型を大規模に利用し、産業に必要な識別、分類又は生成等の各種応用を形成し、企業の運営又は生産製造機能を最適化するハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスを指します。

(一)機械学習アルゴリズム: 非監督学習又は強化学習に分類されるアルゴリズム

(二)深層学習アルゴリズム: 畳み込みニューラルネッ

トワーク(CNN)、ディープニューラルネットワーク(DNN)、又は回帰型ニューラルネットワーク(RNN)に分類されるアルゴリズム

(三)大規模言語モデル(LLM): 大量のデータ、10億(1B)以上のパラメーターを使用し、深層学習アルゴリズムのトレーニングで作成したデータモデルであり、ユーザーの特定のタスクを処理することができる。

(四)自然言語処理モデル: コンピュータシステムが人間の言語を解釈、理解、処理、生成できるようにする技術

三、省エネ・炭素削減の要件及び用語の定義を追加 (改正条文第6条)

省エネ・炭素削減: エネルギーの使用効率の向上又はエネルギーや資源の消費の低減を通じて、温室効果ガスの排出を削減するため、公共的な省エネ又は製造プロセスの改善を満たす以下の設備又はシステムを運用することを指します。

(一)公共的な省エネ: 高効率モーター、高効率空気圧縮システム、高効率冷凍空調システム、高効率送風機、高効率回転動力水ポンプ、高効率ボイラーシステム(燃烧設備、ボイラー本体、付属設備等を含む)、エネルギー/炭素管理システム

(二)製造プロセスの改善: 高効率プロセス設備、温室効果ガスの破壊又は除去設備

四、本細則の注文及び納品時間に関する認定基準の改正 (改正条文第8条、第9条)

(一)改正条文の適用: 2025年5月7日付で改正公布された条文は2025年1月1日より発効し適用されます。また、注文日に基づき改正前又は改正後のいずれの規定内容を適用するかを決定します。即ち、申請者の2025年1月1日から2029年12月31日までの注文は、改正後の範囲及び投資税額控除の要件が適用されます。

申請者の会計年度が12月決算でない場合、その2024年度の投資支出総額の上限を計算する際は、2024年及び2025年の営業期間が全年度に占める割合により認定する必要があります。

例えば、3月決算の申請者の場合、2024年度会計期間は2024年4月1日から2025年3月31日までです。当該年度に投資税額控除が適用される支出総額はNT\$12.5億[=10億×(9か月/12か月)+20億元×(3か月/12か月)]となります。

(二)注文から2年以内に納品を完了しなければならないという規定が追加されました。但し、納品の期間延長を申請することができます。注文から2年以内に納品又は技術サービスの提供を完成しなければならないという規定が追加されましたが、期限満了前に、事由を明らかにして、經濟部が設置した申請システムに延期を申請し、中央目的事業主務機関の審査を受けることができます。但し、その延長期間は2年を超えることはできません。

(三)企業がソフトウェア使用権の授権を取得した場合も本細則の投資税額控除の適用が可能です。当初の条文に述べる購入とは、他者から購入する、ファイナンスリースにより取得する、自ら製造する又は他者に製造を委託するソフトウェアの取引実務を含みます。企業がソフトウェア使用権の授権を取得し、国際会基準又は企業会計準則公報に基づく無形資産の計上要件を満たす場合、他者からソフトウェアを購入したと見なされ、本細則の投資税額控除を適用することができます。

(四)購入形式ごとの注文時点及び納品時点の認定方法が明文規定されました。

五、投資税額控除の申請時に添付すべき支出項目の関連証明書類に併せて注文書も提出が必要（改正条文第15条）

証明書類には、売買契約書又は注文書のコピー、統一発票コピー、支払証明書類コピー、納品証明書類コピー等が含まれます。また、自ら製造する又は他者に製造を委託する場合には、取締役会議事録や授権実施記録のコピー、委託製造契約書コピーを添付する必要があります。今回、新たに追加されたソフトウェア使用権の授権取得の証明書類にはソフトウェア授権契約書を添付する必要があります。

六、施行期間(改正条文第21条)

本細則は2025年1月1日から2029年12月31日まで施行。



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojitomonok@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

林 佳伶

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:12089
E lindalin@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617
E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369
E karenwu@kpmg.com.tw

日本人顧問

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

岡島 望

T +886 2 8101 6666 內線:23107
E nozomiokashima@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2025 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者: 陳彥富統括 / KPMG台湾

